類別：機械器具 14 打診器
一般医療機器（クラスⅠ）　一般的名称：電動式打診器（JMDN コード：32953000）

販売名：ハモンズインパクト５５

【警告】
1）次の医療用電子機器との併用は、機器に誤作動を招く恐れがあるので使用しないこと。
① 超短波治療器・マイクロ波治療器・電気メスなどの強力な電磁波を放出する装置、強力な磁力線の放出装置、又はＸ線を放出する装置との近接した操作（例えば、１ｍほどの距離）は、機器の出力を不安定にする。
2）次のような部位への使用は以下内容を順守すること。
① 重度の局所循環障害をもつ患者の当該部位への適用は、専門医の医学的知見を必要とする。
② 温覚が鈍い患者の当該治療部位には適用してはならない。

【禁忌・禁止】
1）本機は電動式打診器である。他の目的には使用しないこと。
2）次のような人又は部位には使用しないこと。
① 有熱性疾患
④ 急性炎症
⑤ 化膿性疾患
⑥ 皮膚疾患のある人
⑦ 乳・幼児、意思表示ができない人
⑧ 血流障害の可能性がある人
⑨ その他医師が不適当と判断した人

【形状・構造及び原理等】

1）機器構成　①　②　③
①コントローラー
②打診器導子
③打診器先端





2）形状
① 電気的定格
電　　源：AC100　50-60Hz
定格入力：　1A
② 電撃に対する保護：クラスⅠ機器
電撃に対する保護の程度による装着部の分類：B 形装着部
③　寸法及び重量
コントローラー：幅 220×奥行 140×高さ 55（㎜）　重量：1 kg
打診器導子　　：幅 160×奥行 90×高さ 60（㎜）　重量：850 g
打診器先端　　：幅 12×高さ 35（㎜）　重量：1.5 g
3）原理
本機はソレロイドに与える電圧を変化させることで打診器の振動の強さを制御する。また、ソレロイドの直接的な打診ではなく慣性の法則による緩やかな打診を利用する。

【使用目的又は効果】
反射を検査するため身体に力を伝達するために用いる

【使用方法等】
① 打診器導子に打診器先端を差し込む。
② 打診器導子のコードをコントローラーに接続する。
③ コントローラーの電源ケーブルを商用電源（100V 50/60Hz）に接続する。
④ コントローラーの電源スイッチを入れる。
⑤ 振動強さ（100V /28V/22V）、作動時間（6/10/15/30 秒/継続）、振動速度 60Hz/50Hz（2.4/2.0・3.0/2.5・3.8/3.1・4.6/3.8）を設定する。
⑥ 打診器導子のスイッチを押して振動を開始する。

【使用上の注意】
1）取り扱い上の注意
① 他の治療機器との併用は正確な診断を誤らせたり、危険を起こすおそれがあるので十分に注意すること。
② 機器本体又は患者に異常があった場合は、直ちに機器を停止させ速やかに適切な処理を行うこと。
② 患者が勝手に機器の操作をしないように注意すること。
③ 本体を移動するとき、あるいは長時間使用しないときは電源ケーブルをコンセントから抜くこと。
⑤ 機器のアースを接続する場合、火災の危険があるのでガス管には接続しないこと。
⑥ 電源ケーブル及び導子プラグ等を取り付ける際は、必ず根元まで差込むこと。中途半端な差込みは誤動作の原因となるため注意すること。
⑦ 操作者が電源ケーブルと患者を同時に接触しないこと。

2）一般的注意事項
① 損傷のあるところには、使用しないこと
② 患者が不快感等を訴えた時は、直ちに機器を停止すること。

3）付属品に関する注意事項
① 導子コード等を目視によりコードに汚れや変形が無いか確認すること。

【保管方法及び有効期間等】
1）環境条件
温度　　－10℃～50℃
湿度　　10%～90%
気圧　　700 hPa～1060hPa

2）必ずＡＣケーブルをコンセントから抜いて保管すること。

3）温度、湿度、気圧、風通し、日光、ほこり、塩分、硫黄分等を含んだ空気等により悪影響の恐れのない場所に保管すること。

4）水のかからない場所に保管すること。

5）導子等の使用後は、清潔な状態で保管すること。

6）長期間保管後の前の使用は、お買い求め販売店又は弊社で点検を受けてから使用すること。

7）本製品の耐用期間は製造出荷後（納品後）８年とすること。

【保守・点検に係わる事項】

医療機器の使用・保守の管理責任は使用者側にあります。本器を安全に正しく使用していただくために、下記の保守点検を実施してください。

1）日常点検

以下の項目を使用前に点検すること。

導子等と本体のコネクタの接続の確認	目視により正しく接続されていることを確認してください。
作動状態の確認	電源スイッチが『ON』の状態で異常な作動及び表示等が無いことを確認してください。
付属品の破損や汚れの確認	目視によりコード等に破れや変形が無いか確認してください。

2）定期点検

以下の項目を定期的（1～2ヶ月毎）に点検すること。

電源ケーブルの確認	電源ケーブルに変形や変質等が無いことを確認してください。
電源ケーブルの破損の確認	電源スイッチが『ON』の状態で、電源ケーブルを動かし表示がついたり消えたりしないか確認してください。
導子コード等の確認	目視によりコードに汚れや変形が無いか確認してください。

3）部品交換に際しての注意事項

使用時に違和感を感じた場合は速やかに販売店に連絡してください。

4）定期保守点検（1年毎）

・当社にて定期保守点検を承っております。（有償）

・定期保守点検項目や定期保守点検のご依頼は当社までお問い合わせください。

【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所等】

製造販売業者：愛知電子工業株式会社

住　　所：愛知県名古屋市天白区池見２－８８

電　　話：０５２－８３５－００５５